

公益社団法人日本顎顔面インプラント学会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本顎顔面インプラント学会(以下「この法人」という。)定款第6条の規定に基づき、この法人の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- ① 正会員 3千円
- ② 賛助会員 1万円

(年会費)

第3条 年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- ① 正会員 1万円
- ② 賛助会員 3万円

2 事業年度途中で入会した会員についても、当該入会年度の会費として前項に定める金額を支払うものとする。

第4条 この規程は、定款第6条の規定により、社員総会の決議によって変更することができる。

附 則

なお、会費納入期限から1年を経過した時点で会費未納の場合は、事務局からの文書による通知を行う。その後1年間会費が納入されない場合には学会雑誌の発送を停止する。さらに通算3年納入が見られない場合は、定款第7条2項(3)に基づいて退会とする。

なお、再入会を希望する退会者に対しては、過去の未納分の決済を原則とし、これを理事会で審議後再入会を承認する。

この規程は、平成26年5月25日から施行する。